



# 学校給食における食物アレルギー対応

☎ 学校給食センター (☎ 44-3313)

金ケ崎町は、すべての児童生徒が学校給食の時間を安全に楽しく過ごすことができるよう、「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、乳と卵に対する食物アレルギー対応を行っています。

## これまでの経過

- 令和5年度  
「学校給食における食物アレルギー対応指針」策定
- 令和6年度
  - ①食物アレルギー対応食提供のための施設整備（改修工事、備品購入）を実施
  - ②令和7年2月 金ケ崎小学校にて食物アレルギー対応試行実施
- 令和7年度  
全小中学校を対象に食物アレルギー対応開始

## 現在の対応・今後の対応予定

- ◎1学期はアレルゲン除去  
アレルゲンの原因である物質（アレルゲン）を含んだ献立を提供（配食）しません。
- ◎2学期は単品代替食  
アレルゲンが入っている単品物（だし巻き玉子等）は、アレルゲンを使用していないものを提供します。
- ◎3学期からは除去食及び単品代替食を提供  
アレルゲンが入っている献立は、アレルゲンを入れずに別調理して提供します。

**献立参考 単品代替食** アレルゲンが入っている単品物（だし巻き玉子等）は、アレルゲンを使用していないものを提供します。

<p><b>献立例</b></p> <p>主 食：ごはん 牛 乳（乳） 主 菜：だし巻き玉子（卵） 副 菜：肉じゃが 汁 物：なすと油揚げのみそ汁</p>	➡	<p><b>対応例</b></p> <p>主 食：ごはん 牛乳は提供しない 主 菜：いわしの生姜煮 副 菜：肉じゃが 汁 物：なすと油揚げのみそ汁</p>
---	---	---

	方 法	内 容
レベル1	詳細な献立表対応	原材料を詳細に記入した献立表を、事前に学校を通して家庭へ配布します。
レベル2	弁当対応	全ての給食に対して弁当を持参する「完全弁当対応」と、除去食や代替食対応が困難な献立についてのみ弁当を持参する「一部弁当対応」があります。
レベル3	除去食対応	アレルゲンの原因である物質（アレルゲン）を除いた給食を提供します。
レベル4	代替食対応	アレルゲンを除き、別の食材を代替して提供します。

## 金ケ崎町立学校給食センターの様子



学校給食センター調理室



食物アレルギー対応専用の調理スペースを設けました。アレルゲンが混入及び付着しないよう、安全に提供できる体制を整えています。

## お知らせ news 金ケ崎町地域見守りネットワークに新たに3事業者が加入しました



☎ 保健福祉センター (☎ 44-4560)

町地域見守りネットワークは、見守る人・見守られる人を特定せず、地域の方々が安心して暮らし続けるために、民間事業者の協力をいただきながら地域全体を見守る「目」として連携しながら、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。

今年度、新たに協力事業者として3事業者が加わりました。

町は、新規協力事業者を随時募集しています。趣旨に賛同し、協力いただける事業者は、保健福祉センターに問い合わせください。

## 新規協力事業者の皆さん

すずき鍼灸院	第一環境株式会社	ローソン 金ケ崎本町店

## お知らせ news 定額減税を補足する不足額給付のお知らせ

☎ 保健福祉センター (☎ 44-4560)

昨年度に行った定額減税補足給付金（調整給付）に不足が生じる人に不足額給付を実施します。令和7年1月1日に金ケ崎町に住所を有し、次の不足額給付1または不足額給付2のいずれかの条件に当てはまる人が対象です。

### 不足額給付1 差額分を給付

- 対象となる方：本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で不足額が生じた方  
例えば…
  - ・退職などの理由で令和6年分の所得が令和5年分の所得より減少した方
  - ・令和6年中にこどもの出生などで扶養親族が増えたことにより、定額減税可能額が大きくなった方 など
- 対象者には8月下旬から順次、手続きに関する書類を郵送する予定です。

※対象の方で令和6年度は他自治体で個人住民税が課税された方は、**10月31日までに申請が必要です。**

### 不足額給付2 原則4万円を給付

- 対象となる方：次の要件をすべて満たす方
  - ・令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割が0円で、本人として定額減税が対象外
  - ・税制度上の扶養親族の対象外（事業専従者や合計所得48万円超の方）
  - ・低所得世帯向け給付（※）の対象世帯員になっていない方
- ※令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- 申請方法：10月31日までに保健福祉センター備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに提出